

熊本市被災合併処理浄化槽設置支援事業補助金

1 目的

この補助金は、平成28年熊本地震に起因し、合併処理浄化槽を設置する被災者に対して補助を行うことにより、生活再建、公衆衛生及び公共用水域の水質保全の向上に寄与することを目的としたものです。

2 補助対象地域

補助の対象地域は、下水道法第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた下水道事業計画区域になります。

3 補助対象建築物

補助対象となる建築物は、専用住宅又は併用住宅（人の居住の用に供する家屋の部分が延床面積の2分の1以上であるもの）とし、賃貸を目的とするもの及び宿舍等は除きます。

4 補助金額

補助金の額は、国が定める循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に掲げる基準額に、3分の2を乗じた以下の額、又は実設置工事費のいずれか低い額となります。

区分	5人槽	7人槽	10人槽
新設・取替（上限額）	296,000円	324,000円	384,000円

5 補助対象者

補助の対象者は、次の要件を全て満たす者になります。

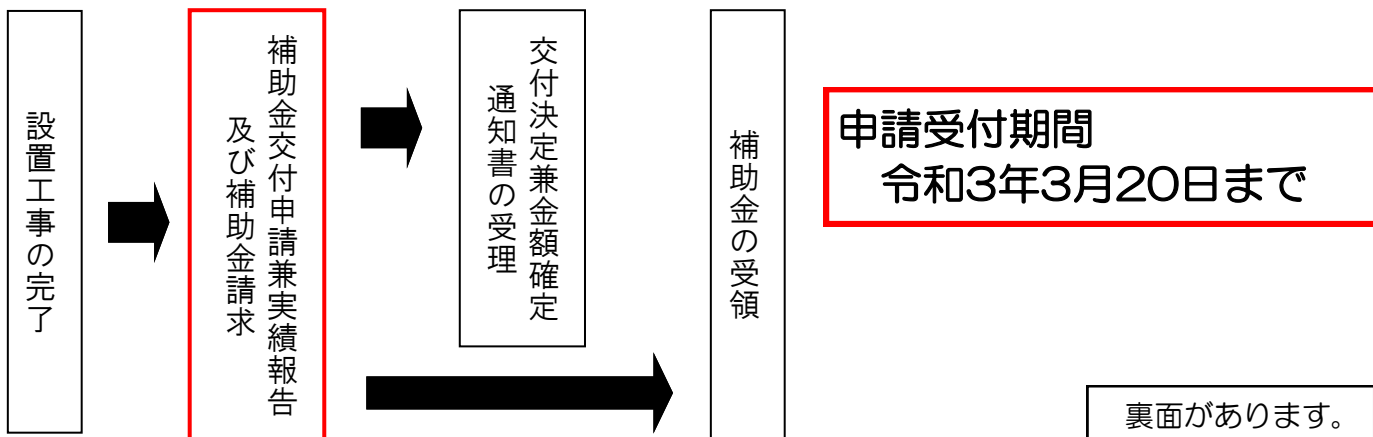
ただし、熊本市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱第5条に基づく補助対象者は除きます。

- ◎平成28年熊本地震に起因し、合併処理浄化槽を設置しようとする者又は設置した者
- ◎平成28年熊本地震に起因し、下水道事業計画区域内において建築基準法又は浄化槽法に基づく合併処理浄化槽の設置に係る手続を申請し、適正に完了した者
- ◎平成28年4月14日以降に合併処理浄化槽の設置工事に着手し、令和3年3月10日までに1棟の専用住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽又は併用住宅に設置する人の居住の用に供する家屋の部分の処理対象人員が10人槽以下の合併処理浄化槽の設置工事を完了した者
- ◎市税の滞納がない者

6 補助金申請から補助金交付までの流れ ※設置の時期によって申請の方法が異なります。

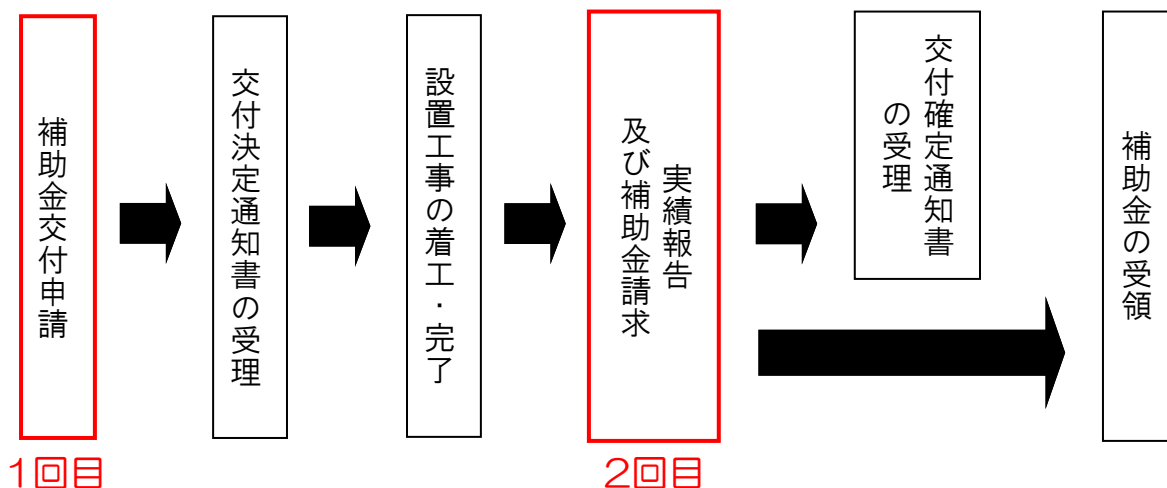
【Aパターン】平成28年4月14日から平成29年12月21日までに合併処理浄化槽の新規設置工事に着手した者

1回の手続きで終了します。



【Bパターン】平成29年12月22日以降に、合併処理浄化槽の新規設置工事に着手し、令和3年3月10日までに完了を予定している者

2回の手続きで終了します。



【Bパターンにおける申請受付・交付の条件】

- ◎平成28年熊本地震に起因し、下水道事業計画区域において建築基準法又は浄化槽法に基づく合併処理浄化槽の設置に係る手続きを申請し、適正に完了していることが必要です。
- ◎補助金の交付決定前の事前着工は補助対象外となりますのでご注意ください。
- ◎設置工事完了後、1ヶ月以内又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに実績報告及び補助金請求を行うことが必要です。
- ◎この補助金は、令和2年度までを予定しております。

申請受付期間
令和3年3月10日まで

7 申請書類の提出先

提出方法：持参のみ（郵送での受付は行っておりません。）

受付時間：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日・年末年始を除く）

受付窓口：熊本市 環境局 資源循環部 浄化対策課（熊本市役所本庁舎7階）

8 お問い合わせ先

熊本市 環境局 資源循環部 浄化対策課

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：（096）328-2366 FAX番号：（096）359-9945

※本事業の詳しい内容については、熊本市ホームページにてご確認ください。